

## 令和8年度分地域密着型サービス事業所整備法人募集に係る質問・回答

番号	質問	回答
1	○整備のスケジュールについて 整備法人決定後の令和8年4月以降に指定を受けるスケジュールとなっているが、実際に事業所の稼働が始まるのが、令和9年3月までなのか、それとも令和9年3月までに指定を受けて稼働は令和9年4月以降でもよいのか、どのように理解すればよいのか。	事業所の指定は、稼働可能な状態を整えて、受けるものである。 今回、令和8年度整備に係る募集であることから、原則として、令和9年3月までに指定を受け、稼働してもらうこととなる。
2	○整備圏域について 整備要件の中に「東部圏域の利用者の積極的な受入を行うこと」とあるが、市としては東部の中でも特にどの地域のどういった属性の方を想定しているのか。	東部圏域の中での、詳細な地域や属性の想定は行っていない。
3	○認知症対応型サービス事業開設者研修について 代表者が令和8年度に当該研修を受講予定の場合、募集に応募することができるのか。	募集への応募は可能である。しかし、当該研修を受講できなかったときは、整備法人の決定を無効とする場合がある。
4	○実施予定地について① 土地を持っていない、若しくはまだ借りていない場合、取得予定の土地情報をもって応募することができるのか。	所得予定の土地での実施を予定している場合は、取得等が確実にできることを証明する書類の写しを提出すること。(参考:募集要項5ページ)
5	○実施予定地について② 既存のデイサービスを小規模多機能型居宅介護事業所に変更する、という方法は可能なのか。	既存デイサービス利用者への影響を考慮すると、不可能な方法であると考える。
6	○勤務形態一覧表について 人材の確保は採択後に行う予定だが、既に雇用契約を結んでいる従業員でないと一覧表に記載できないのか。	資格を必要とする職種については、既に雇用契約を結んでいる(又は確実に採用できる)者とする。その他の従業員については応募時点での雇用契約の有無は問わないが、確実な雇用が行える計画であることを求める。
7	○配点 募集要項に記載のある審査項目について、各項目における配点がどれくらいを想定しているのか、もしあれば教えていただきたい。	審査項目の配点は公表していない。